

おだわら市民交流センター条例等の一部改正の素案について

1 改正の背景

おだわら市民交流センター（愛称：UMECO）には、予約利用できる施設として、会議室9室と活動エリア12ブロックが設置されています。会議室は誰でも予約できる有料の個室で、活動エリアはUMECO登録団体が予約できる無料のオープンスペースです。

令和元年度において、会議室の稼働率は約65%と高いのに対し、活動エリアの稼働率は約22%と低い状況です。また、「会議室の予約が取れないので増やしてほしい」といったご意見も寄せられています。

こうした状況を踏まえ、施設の有効活用を目的として、活動エリアの一部を会議室に変更することとし、これに関し必要な事項を定めるため、おだわら市民交流センター条例及びおだわら市民交流センター条例施行規則の一部を改正するものです。

〔参考〕会議室と活動エリアの利用定員（現状）

区分	名称	利用定員
会議室 (有料・個室)	会議室1～9	12～36人
活動エリア (無料・オープン)	活動エリアA1～A3	各12人
	活動エリアB1～D3	各8人

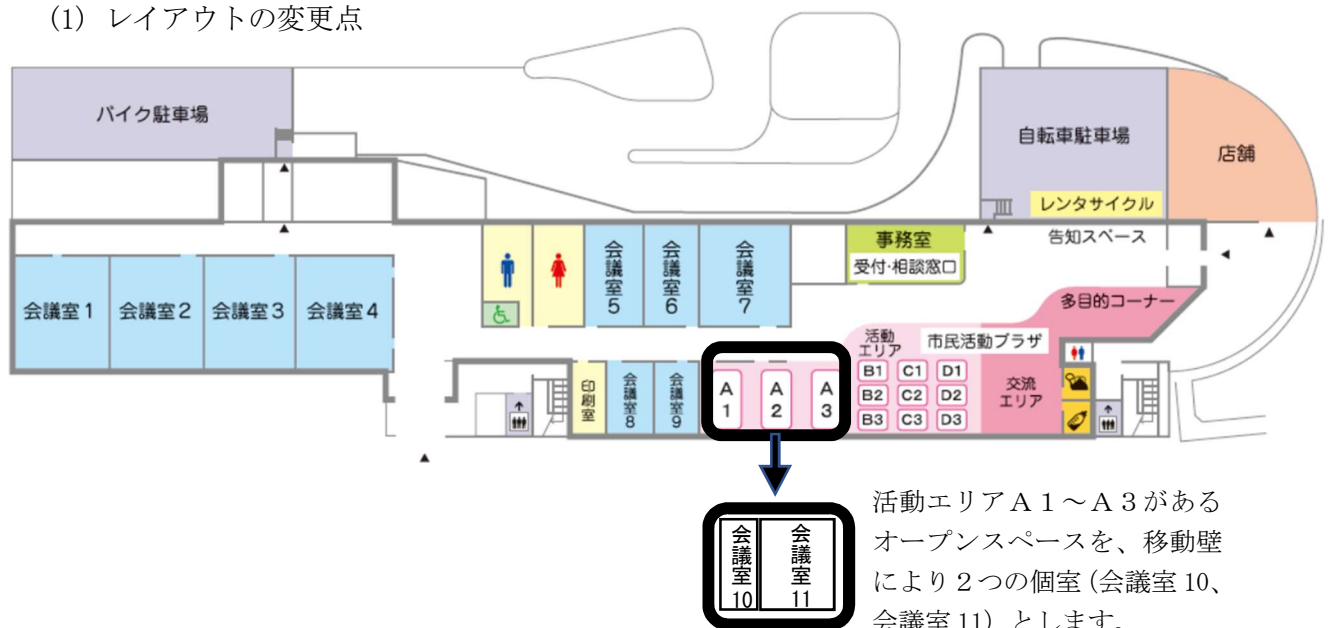
〔参考〕会議室と活動エリアの年度別稼働率（平成27～令和2年度）

年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
会議室	36.83%	61.04%	65.22%	65.92%	64.78%	40.77%
活動エリア	16.33%	21.67%	23.59%	25.69%	21.94%	16.92%

※平成27年度は開設当初であること（平成27年11月開設）、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策等の影響により、稼働率が低いと考えられます。

2 施設の変更案の概要

(1) レイアウトの変更点



(2) 会議室における変更点

新たに次の会議室を設置し、全 11 室とします。

会議室名	面積	利用定員
会議室10	22㎡	12人
会議室11	44㎡	24人

(3) 活動エリアにおける変更点

全 12 ブロックのうち 3 ブロック（A 1～A 3）を廃止し、9 ブロックとします。
机の配置やブロック名等を変更する可能性があります。

3 改正案の概要

(1) おだわら市民交流センター条例の一部改正

別表第 1 の会議室の区分に「会議室 10」及び「会議室 11」を追加します。

(2) おだわら市民交流センター条例施行規則の一部改正

「会議室 10」及び「会議室 11」の使用許可の申請期間は、使用しようとする日の属する月の 6 月前の月の初日から当該使用しようとする日までの期間とします。

4 施行年月日（予定）

令和 4 年 4 月 1 日